

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する
法律の施行期日を定める政令案について【概要】

1. 改正の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条（第 1 号を除く。）の規定に基づき、改正法の施行期日を定めるもの。

2. 改正の内容

改正法の施行期日は令和 2 年 6 月 1 日とし、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日は令和 4 年 4 月 1 日とする。

3. 根拠法令

改正法附則第 1 条（第 1 号を除く。）

4. 公布日

令和元年 11 月下旬（予定）